

福島市特定空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒壊等のおそれのある危険な空家等の除却を促進し、市民が安全に安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図るため、所有者等が行う除却に要する経費について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)空き家法 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
- (2)特定空家等 「福島市特定空家等に関するガイドライン」に基づき判定したもののうち、「建築物が著しく保安上危険となるおそれがある」状態のものをいう
- (3)所有者等 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）
 - (ア) 特定空家等の所有者（法定相続人を含む。）
 - (イ) 特定空家等の所有者の法定代理人
 - (ウ) ア又はイに該当する者の同意を得て、補助金の対象となる事業を行う者
- (4)除却 特定空家等を解体し、更地にする工事をいう
(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、除却に要する費用（除却に伴う廃材処分費を含む。）で、解体工事業等の事業者（本市に住所を有する建設業の許可を受けている者又は本市に住所を有する福島県知事登録の事業者に限る。）に支払った額と、国土交通大臣が定める標準除却費により算定した額のいずれか低い方の額とする。ただし、特定空家等の敷地内に存する樹木の伐採に要する費用、家財道具、機械又は車両等の動産の運搬及び処分に要する費用は補助対象経費から除外するものとする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準除却費は、補助金を交付する年度の国土交通省住宅局所管事業における標準建設費等について（国土交通事務次官通知）に規定する除却工事費を用いるものとする。

(補助の対象者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1)法人でないこと。
- (2)特定空家等が共有名義である場合又は所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者（補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合は、当該補助金の交付の申請をしようとする者を除く。）又は所有権以外の権利を有する者全員から「空き家の解体に関する同意書（別紙様式）」により、除却について同意を得ていること。
- (3)所有者等と土地の所有者が異なる場合、「空き家の解体に関する同意書（別紙様式）」により、除却について同意を得ていること。
- (4)福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号）第2条第2号又は第3号に規定

する暴力団員等でないこと（同一世帯の者も含む。）。

(5) 工事に關し他の公的補助制度を利用してない又は利用しようとしてないこと。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 当該年度内に除却が終了しない者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 補助金の交付決定前に除却の契約をした者
- (4) その他市長が補助金を交付することが不適當と認める者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額とし、150万円を限度とする。

2 前項の規定は、1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (4) 見積書の写し
- (5) 位置図及び建築物の図面
- (6) 除却を行う特定空家等の外観写真
- (7) 完納証明書
- (8) 資力に関する申出書
- (9) その他、市長が必要と認める書類

2 申請者は、やむを得ない理由で手続ができないときは、「福島市における空家等対策に関する連携協定団体」の所属する民間事業者、又は第3条第1項に規定する除却を請け負う解体工事業等の事業者に委任することができる。ただし、前項に規定する書類に委任状を添えて市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費のうち、20%以内の減額をする場合
- (2) その他事業計画の細部を変更する場合
(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書

- (2)契約書の写し
- (3)請求書及び領収書の写し
- (4)除却の状況がわかる写真
- (5)その他、市長が必要と認める書類
(交付決定の取り消し及び返還)

第9条 市長は、規則第7条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者が、次の各号に該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1)補助を受けることについて、不正な行為があった場合
- (2)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3)補助することが不相当と認められる事実があった場合
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

福島市長 様

申請者 住 所 _____
ふりがな
 氏 名 _____
 電話番号 _____

福島市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助金等の名称	福島市特定空家等除却支援事業補助金		
補助事業等の目的及び内容	生活環境の保全を図るため、危険な空家等を除却する。				
補助事業等の施行場所	福島市				
補助事業等の経費所要額	円				
補助金等交付申請額	円				
着手・完了予定月日	着手	令和 年 月 日	完了	令和 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 土地及び家屋の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 位置図及び建築物の図面 <input type="checkbox"/> 除却を行う特定空家等の外観写真 <input type="checkbox"/> 完納証明書 <input type="checkbox"/> 資力に関する申出書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ()				
除却後の敷地 利用意向	①売却・譲渡予定 ②継続所有予定 ・更地のまま ・建物を新築し、居住予定 ・駐車場などとして活用 ③その他()				

※市記入欄

摘要（審査欄）	書類審査		着工前確認年月日	・	・
	指導記録・連絡事項				

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

福島市長 様

申請者 住 所 _____
ふりがな
 氏 名 _____
 電話番号 _____

福島市補助金等の交付等に関する規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 日	令和 年 月 日	指 令 番 号	福島市指令第 _____ 号	
補 助 年 度	令和 年度	補 助 金 等 の 名 称	福島市特定空家等除却支援事業補助金	
補 助 事 業 等 の 内 容	生活環境の保全を図るため、危険な空家等を除却する			
補 助 事 業 等 の 施 行 場 所	福島市			
補助事業等の経費精算額	計 画 額	円	確 定 額	円
補 助 金 等 の 額	既に通知を受けている額	円	確 定 見 込 額	円
着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
補 助 事 業 等 の 成 果				
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 請求書の写し及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 除却の状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ()			
除却後の敷地 利用意向確認	①売却・譲渡予定 ②継続所有予定 ・更地のまま ・建物を新築し、居住予定 ・駐車場などとして活用 ③その他()			

※市記入欄

摘 要 (審 査 欄)	書類審査		竣工確認年月日	・	・
	指導記録・連絡事項				